

相模原市指定文化財の指定について

相模原市文化財保護審議会（会長 清水 擴^{しみず ひろし} 東京工芸大学名誉教授）は、平成30年8月27日開催の同審議会の審議・議決を経て、考古資料3件を新たな指定有形文化財に指定するよう相模原市教育委員会教育長に答申しました。

これを受けて、相模原市教育委員会は「相模原市文化財の保存及び活用に関する条例」に基づき、平成30年9月30日付けで指定文化財として指定を行いました。今回の新指定により、相模原市指定文化財は63件となり、登録文化財79件と合わせて市指定及び登録文化財は142件に増えました。

1 平成30年9月30日付け告示の新たな指定文化財一覧

名称	種別	所在	員数
たなしおだいせきぐんしゅつど 田名塩田遺跡群出土の まわきしきどき 真脇式土器	市指定有形文化財 (考古資料)	中央区高根3-1-15 (市立博物館)	1点
なかのおおさわしゅつど やよいどき 中野大沢出土の弥生土器	市指定有形文化財 (考古資料)	中央区高根3-1-15 (市立博物館)	1点
にがくぼいせきだいさんちてんしゅつど 苦久保遺跡第3地点出土の しゅしよどき 朱書土器	市指定有形文化財 (考古資料)	中央区高根3-1-15 (市立博物館)	1点

2 平成30年9月30日付け告示の新たな指定文化財の概要

た な し お だ い せ き ぐ ん し ゅ つ ど ま わ き し き ど き 田名塩田遺跡群 出土の真脇式土器

所有者：相模原市（市立博物館）

年 代：縄文時代前期

真脇式土器とは、石川県能登町にある国指定史跡「真脇遺跡」から出土した縄文時代前期（約5,700年前）の土器であり、その分布は北陸地方西部に限定的に認められる。本資料は、胴下半部を欠くものの筒状をした波状口縁とその口縁部につく小突起が特徴的である。文様は、下地の縄文及びその上に節をもたせたソーメン状の粘土ひもによって構成される。



本資料は、中部地方も視野に含め当時の北陸地方との遠隔地交流の可能性を示唆する有力な証拠となるもので、本市の歴史を伝える価値が極めて高く評価される。

な か の お お さ わ し ゅ つ ど や よ い ど き 中野大沢 出土の弥生土器

所有者：相模原市（市立博物館）

年 代：弥生時代中期

本資料は、口縁部から頸部にかけて欠失する以外は器体大半を残す壺形の中型品である。器面には、貝殻の腹を使った文様（胴部）と櫛歯状の工具を使った文様（肩部・頸部）がそれぞれ施されている。この文様構成から、東海地方湾岸部からもたらされたものであること、弥生時代中期初頭から前葉（約2,100）に位置づけられることが理解できる。また、胴部に認められる小穿孔が意図的に設けられたとすれば、再葬に使われた土器棺であった可能性が推定される。



本資料は、県域における弥生人の地域移動を示すものとして、市域の弥生文化を語る数少ない考古資料として極めて高い評価が与えられる。

ながく ぼいせきだいさんちてんしゅつど しゅしょどき
苦久保遺跡第3地点出土の朱書土器

所有者：相模原市（市立博物館）

年代：平安時代中期

本資料は、9世紀末から10世紀初め頃に作られた須恵器と呼ばれる土器であり、全体の3分の一ほどを欠いている。残存部の器体内外面には、正位で「大」の字が朱書きされている。朱書土器は、『宇治拾遺物語』所載の説話（藤原道長に対する呪詛での使用例）にならない、非日常的な性格が指摘される。



本資料は、朱書がもつ非日常的意味合いや古代相模国北辺での唯一出土等、その特殊性と相まって平安時代における市域の歴史を考える上で非常に貴重である。

各画像のデジタルデータの提供が可能です。お問合せ先までご連絡ください。

3 市内の指定・登録文化財件数内訳

（平成30年9月30日現在）

種類	種別	市指定	市登録	県指定	国指定		国登録	計	
					国重要	国宝			
有形文化財	建造物	7	13	3	1		10	34	
	美術工芸品	絵画	2		3				5
		彫刻	14						14
		工芸品			1	2			3
		書跡・典籍・文書	4						4
		考古資料	15		2				17
		歴史資料	10	12					22
無形文化財	芸能・工芸技術								
史跡名勝天然記念物	史跡	6	17		4			27	
	名勝		1					1	
	天然記念物	1	3	5	3			12	
民俗文化財	無形民俗文化財	3	7	3				13	
	有形民俗文化財	1	26					27	
計		63	79	17	10		10	179	

問合せ先

文化財保護課

042 - 769 - 8371

対応責任者 土井 永好